

令和7年度 「長崎県管理河川 減災協議会」幹事会

－ これまでの取組のふりかえり －



令和7年6月3日
長崎県土木部河川課

H27年 関東・東北豪雨災害

避難の遅れと長時間・広範囲の浸水による多数の孤立者の発生

- 宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した。
- 避難の遅れ等により、多くの住民が孤立し、約4,300人が救助された。

鬼怒川下流域における一般被害の状況

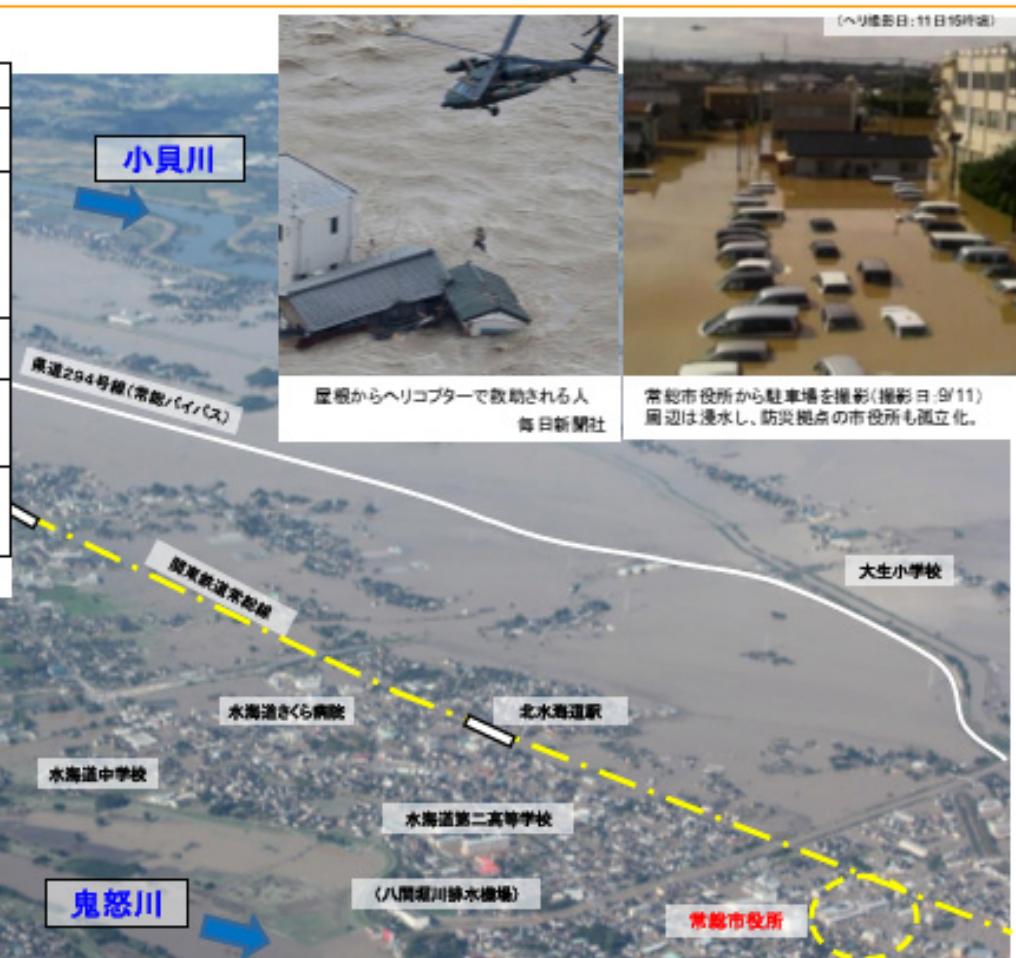
項目	状況等
人的被害	常総市 (死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名)
住家被害	常総市 (全壊50、大規模半壊914、半壊2,773、床下浸水2,264) 結城市 (半壊11、床上浸水38、床下浸水155) 筑西市 (大規模半壊68、半壊3、床下浸水18) 下妻市 (大規模半壊1、床上浸水58、床下浸水106) つくばみらい市 (半壊13、床上浸水1、床下浸水21)
救助者	ヘリによる救助者数 1,339人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示 11,230世帯、31,398人 ②避難勧告 990世帯、2,775人 (※9月29日16時現在)
避難所開設等	避難者数 1,786人 (市内避難所 840人、市外 946人) (※9月18日11時現在)

(茨城県災害対策本部 10月22日16時以前の発表資料より常総市等、関連を抜粋)



自衛隊員にボートで救出された人々

毎日新聞社



屋根からヘリコプターで救助される人
毎日新聞社



常総市役所から駐車場を撮影(撮影日:9/11)
周辺は浸水し、防災拠点の市役所も孤立化。

長崎県管理河川減災協議会設立の背景

H28年 台風10号災害

高齢者グループホームにて9名が犠牲となった。



9人死亡施設
「避難準備」意味知らず
運営法人 訓練、水害は未想定

台風10号の豪雨で9人が死にいた若手県泉町の高齢者グループホーム「楽ん」の運営者が、移動に時間がかかる高齢者の避難開始を求める避難準備情報とが1日、分かった。台風が東北に上陸する約9時間前から、同情報は町内全域に出されていた。水害を想定し、避難を開始し、そのほか

「楽ん」の運営者が、移動に時間がかかる高齢者の避難開始を求める避難準備情報とが1日、分かった。台風が東北に上陸する約9時間前から、同情報は町内全域に出されていた。水害を想定し、避難を開始し、そのほか

西日本新聞(9/2)より

救えなかった「災害弱者」



台風10号の大雨の影響で川が氾濫し、大津波被害を受けた若手県泉町の高齢者施設。入所者とみられる9人が犠牲になった。31日午後4時27分

読み解く

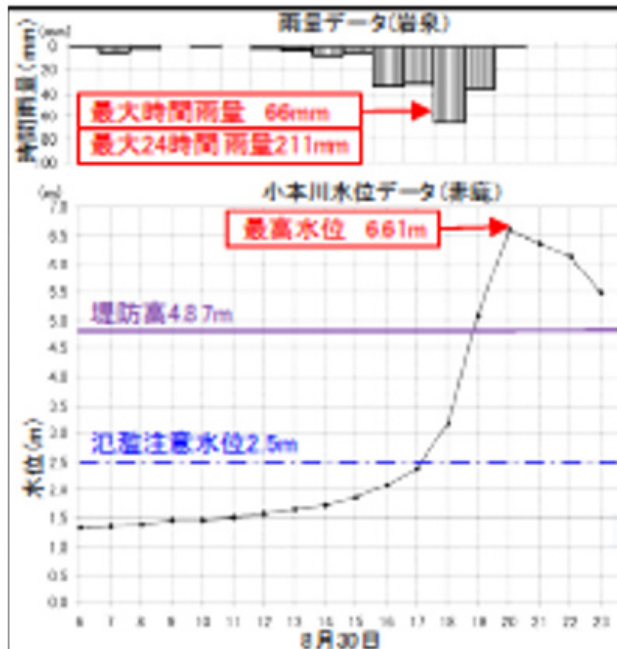
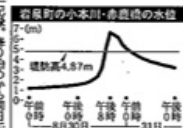
高齢者施設9人死亡

最多雨量「特別警報」出ず
氾濫危険水位の設定なし
事業者「急な浸水想定外」

「避難準備」の意味がわからなかった。入所者とみられる9人が犠牲になった。31日午後4時27分

川増水、町に伝えず 水位監視の県担当職員

若手県泉町の小本川。2011年の台風10号は、小本川に氾濫し、大津波被害を受けた。31日午後4時27分



16～19時までの3時間雨量約120mm、
水位上昇が17～20時の3時間で4m超と
激しい降雨に伴い急激な水位上昇が確認された。

長崎県管理河川減災協議会設立の背景

平成27年9月 関東・東北豪雨

(茨城県等で死者8名)



平成27年12月 水防災意識社会再構築ビジョン

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する

平成28年8月 台風10号

(岩手県などで
死者・行方不明者27名)



平成29年6月 水防法改正 多様な関係機関(県、市町等)が連携

ハード・ソフト対策を一体として、水防災意識社会再構築ビジョンの
定着加速化へ → 都道府県等による減災協議会の設置

協議会の経緯

- | | |
|--------------|--|
| ■ 平成29年5月23日 | 第1回長崎県管理河川流域減災対策協議会 幹事会 |
| ■ 平成29年6月5日 | <u>第1回長崎県管理河川流域減災対策協議会</u> (協議会設立) |
| ■ 平成29年6月19日 | 水防法改正 |
| ■ 平成30年3月5日 | 第2回長崎県管理河川流域減災対策協議会 幹事会 |
| ■ 平成30年3月23日 | <u>第2回長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会</u>
(水防法改正対応の名称変更) (取組(案)策定) |
| (第3回～第7回幹事会) | |
| ■ 令和3年6月1日 | 第8回長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会 幹事会 |
| ... | |
| ■ 令和7年1月16日 | <u>令和6年度長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会 幹事会</u> |
| ■ 令和7年2月13日 | <u>令和6年度長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会</u>
(第1期成果確認) (第2期取組方針策定)
(協議会の名称変更) |
| ■ 令和7年6月3日 | <u>令和7年度長崎県管理河川減災協議会 幹事会</u> |

■5年間の取組方針(令和7年度～令和11年度)

事前の防災・減災対策により、いかなる災害が発生しようとも、人命などが守られるべく

「災害に強く、命を守る地域防災力の向上」を目指す。

■取組方針を支える3つの柱

1. 住民の防災意識の向上

事前に防災に対する意識付けをすることにより、住民が自ら避難行動を起こせるよう、洪水浸水想定区域や指定緊急避難場所の共有、防災教育・訓練の実施。

※平常時に行う事前の情報共有を想定

2. 確実な情報提供・避難の実現

住民の生命財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制を確保し、的確な防災情報の提供や避難指示の判断が行える仕組みを構築。

※出水中の情報収集・情報共有を想定

3. 社会経済被害の最小化

住民の避難場所、避難経路の整備、水防体制の強化を目指すための取組を実施。

※平常時に行う事前の仕組みづくり(情報関連を除く)を想定

今後の開催方針

市長・町長レベルの会議であるため、
・取組方針の策定や変更を行う場合、
・5カ年期末で取組の成果確認などの節目、
・大規模な水災害が発生した後で大局的な議論を行う必要がある場合
などに開催

